

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 10 回定例総会議事録

令和 6 年 4 月 2 5 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 10 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 6 年 4 月 2 5 日（木）午後 4 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 9 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5		9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8		12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況の照会について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)
合計5件 (内訳: 4条関係2件、5条関係3件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料3)
合計3件
- (3) 認定都市農地の利用状況の報告書について (資料4)
- (4) 令和6年度農業スキル育成講習の実施について (資料5)
- (5) 令和6年度板橋区農業関係予算概要について (資料6)
- (6) 農業委員会だより(案)について (別添資料)

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業について (資料7)
- (2) さつきフェスティバルの実施について (資料8)

4 次回日程

日 時 令和6年5月27日(月) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	宮本 拓	委員
	田中 はつ江	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記

事 務 局 長	只今より、第 2 5 期第 1 0 回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、宮本拓委員、田中はつ江委員を指名させていただきます。欠席の届出が安井一郎委員、稲本政美委員、中妻じょうた委員から出ております。 それでは、協議事項（１）生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況の照会について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらにつきましては、書記からご説明いたします。
書 記	それでは 1 ページ、資料 1 をご覧ください。 4 月 4 日に都市整備部長から農業委員会会長に対し、生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況について照会がございました。対象農地は赤塚七丁目 1 0 8 2 番、約 1 4 5 平方メートルでございます。4 月 1 6 日に木村委員と事務局で現地確認を行いました。農地の詳細ですが、3 ページをご覧ください。本件は、既に指定されている農地が約 2, 0 8 1 平方メートル、新たに申請があった農地が約 1 4 5 平方メートルということで、図で示されております。 現況については画面をご覧ください。現在は畑となっており、コマツナがきれいに植えられていました。こちらの写真は、3 ページの図の中で、A の矢印の側から写した写真となっており、赤枠で囲われた部分が、今回追加で指定する範囲となっております。なお、手前の舗装された部分につきましては、前回の総会で承認いただきました補助金による舗装工事を行っている箇所となります。この内容で問題がないようでしたら、4 ページのとおり都市整備部長あてに回答したいと考えております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	生産緑地に追加指定する前はどのような状態だったのでしょうか。
事 務 局 長	以前は住宅が建っておりました。その状態から、土を入れ替えるなどして、現在の状態になったと聞いております。
会 長	コンクリートになっている部分についても問題はないのですか。

農政担当係長	生産緑地において、90平方メートル以下であれば、区長の許可を必要とせずに、農業を営むために必要な農業用等施設を設置できることになっており、問題はございません。
委 員	駐車スペースも含めて、生産緑地になるのですか。
農政担当係長	おっしゃるとおりです。
委 員	生産緑地内の90平方メートルまでは、農業用等施設を設置できることになっているとのことですが、固定資産税などの都税については、東京都が判断するという認識でよろしいのでしょうか。固定資産税は生産緑地なみの税金なのかどうかも含めてお教えいただきたいです。
農政担当係長	本件は、あくまで生産緑地内に設置することができるという話ですので、税金となると別の話になるかと思いますが、都税になりますので、改めて確認をしまして、ご報告いたします。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、都市整備部長あてに回答をお願いいたします。続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、5ページ資料2をご覧ください。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和6年3月11日から令和6年4月10日までに届出があったもの、2件でございます。 専決番号1、土地の所在が高島平四丁目3番21の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は288平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりで、概ねの位置は、5ページの下の方、専決番号1の矢印が指しているところで、高島第三中学校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書 記	現況は木造2階建ての共同住宅1棟となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続いて、専決番号2、土地の所在が①小茂根四丁目97番、②小茂根一丁目188番1、③小茂根一丁目188番2の3筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は3筆合計で、1,796平方メートル、転用の目的は①が倉庫兼共同住宅で、②と③は店舗です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりで、概ねの

書 記	位置は、ページをおめくりいただいた 6 ページの案内図で矢印が指しているところ、①が東京武蔵野病院の北側、②と③が環状七号線武蔵野病院前交差点の北東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。 本件は 2 カ所に分かれており、はじめに、①小茂根四丁目につきましては、現況は共同住宅が 3 棟、そのうち 1 棟の一部分が倉庫となっており、現況に対する届出でございます。また、②③小茂根一丁目につきましては、4 階建ての店舗及び店舗の駐車場となっており、こちらも現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
会 長	4 条関係 2 件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委 員	なぜ、このタイミングで農地転用届を提出されるのですか。
農政担当係長	目的につきまして定かではないですが、推察するには、今後売却予定でその際に登記簿を確認したところ、地目が畑のままになっていることに気づき、提出されるケースが多いです。また、売却予定がないにしても、何らかの形で地目が畑のまま変更されていないことに気づき、現況に合わせるために、提出される場合も考えられます。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、続いて 5 条関係お願い致します。
事 務 局 長	続いて、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出で、令和 6 年 3 月 11 日から令和 6 年 4 月 10 日までに届出があったもの、3 件でございます。 専決番号 1、土地の所在が高島平八丁目 25 番 1 の 1 筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は 225 平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりで、概ねの位置は、次の 8 ページの上の図、専決番号 1 の矢印が指しているところ、高島第一中学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書 記	現況は駐車場となっており、令和 6 年 7 月着工、令和 6 年 12 月完了予定、木造 3 階建て 3 棟の分譲住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続いて、専決番号 2、土地の所在が徳丸三丁目 141 番 13 で、登記

書 記	簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は1,193平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりで、概ねの位置は、次の8ページの下の方、専決番号2の矢印が指しているところ、北野小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
事 務 局 長	現況は不耕作地で、一部分は駐車場となっており、令和7年7月着工、令和8年9月完了予定、鉄筋コンクリート造6階建て1棟の共同住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
書 記	続いて、専決番号3、土地の所在が四葉一丁目1297番2で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は9.72平方メートル、転用の目的は倉庫です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりで、概ねの位置は、おめくりいただいた9ページ、専決番号3の矢印が指しているところ、新大宮バイパスの新四葉交差点の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
会 長	現況は2階建ての倉庫となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
事 務 局 長	5条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について事務局より説明をお願いします。 それでは、10ページ資料3をご覧ください。令和6年3月11日から令和6年4月10日までに東京法務局板橋出張所より照会のあったものが3件ございます。なお、番号1と番号2は隣接した土地に対する照会のため、合わせてご説明させていただきます。 番号1、土地の所在が高島平七丁目43番2、43番35の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計300平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりで、本件については、3月18日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を3月21日に東京法務局板橋出張所に回答しております。 続きまして、番号2、土地の所在が高島平七丁目43番26、43番36の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計98平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件についても、3月18日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや

書 記	過去に転用届が出てないことを確認し、その旨を3月21日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、次のページ11ページの上の図で番号1・2の矢印が指しているところ、高島第一小学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。 番号1及び2につきまして、それぞれ照会がございましたが、現況は、一体となっており、番号1の部分が個人住宅、番号2の部分が駐車場となっており、一部分にブロックが置かれており、何か工事がされている最中でした。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、番号3、土地の所在が西台一丁目1267番3で、登記簿上の地目は畑、面積は165平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、4月5日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を4月8日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、11ページ下の図で番号3の矢印が指しているところ、都立志村学園の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。
書 記	現況は、個人住宅となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なぜ、東京法務局はこの案件を板橋区農業委員会に照会してきたのですか。
農政担当係長	法務局でも理由までは把握していないようですが、多くのケースは、今後売却予定やその他の理由などにより、登記簿を確認したところ、地目が畑のままになっていることに気づき、地目を変更するために法務局へ問い合わせたと推測されますが、実態は把握できていない状況です。
委 員	地目が畑のまま相続を受け、地目を変更せずに住宅を建ててしまっ て、何十年も経ってから、建て替える際に地目を確認し、畑のままになっていることに気づいた場合は、固定資産税などの税はどうなっているのでしょうか。
農政担当係長	あくまで固定資産税は都税になりますので、聞いた話や経験則上の話にはなってしまいますが、固定資産税を算定するにあたりまして、登記

	簿上の地目も参照はしているようですが、基本的には現況での課税というふうに向っております。そのため、登記簿上の地目が畑になっていたとしても。個人住宅が建っていれば、宅地としての課税がされているようです。 また、家が建っているにも関わらず、登記簿上の地目が畑になっているというケースは多くあります。そのため、毎月、農地転用が提出されておりますが、市街化区域内では、農地転用が許可制ではなく、届出制となっておりますので、仮に届出がされていなくても、所有者の意志で、建物を建てることでできてしまうため、そのようなケースが多いのだと思います。
委員	地目が変更されていないケースはどのくらいあると推測されますか。
農政担当係長	おそらくですが、かなりの数があると思っています。実は、東京都農業会議を通じて、登記簿上の地目が畑になっているデータを提供していただけるとのことで、もしかしたら、どこかのタイミングで、調査をし、どの程度、地目と現況が乖離しているのかを報告できるかもしれないと思っています。
委員	質問ではないですが、私の経験上の話ですが、生産緑地ではない農地で農業を行っている場合税金はかなり多く課税をされています。生産緑地にしていると税金の優遇が受けられますので、生産緑地にしている方が税制面では有利になります。また、畑でも宅地なみの税金が課税されているケースもありますので、ここは畑ですと都税の方とお話したこともあります。畑ではないと判断されてしまうと宅地なみの課税になってしまうわけです。そのやりとりは必ず誰かが行っているかと思いますが、実際に地目がどうなっているかを、先代から引き継がれずに、本人も気づいていない場合もあるかと思っています。そのため、現状の地目が畑になっているということを本人に知ってもらうということは良いことだと思います。
委員	私の事例ですと、昭和33年に先々代が畑にアパートを建てた当時は届出も不要で、建て替える際に地目が畑のままであることを気づき、地目を変更したという経緯がありました。 また、畑でも生産緑地にしていないと、宅地農地として、農地の宅地なみ課税がなされているとのことでした。
会長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項(3)認定都市農地の利用状況の報告書について

事 務 局 長	て、事務局より説明をお願いします。
書 記	こちらは書記からご説明させていただきます。 12ページ、資料4をご覧ください。 自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた農業法人から、3月26日に報告書と合わせて利用状況の様子がわかる写真の提出がございました。これは、認定を受けたものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地の利用状況について、区長に報告しなければならないというものです。現地の状況は画面をご覧ください。じゃがいもやキャベツ、緑肥等が植えられており、きれいに管理されていました。今回の報告は、特段問題がないものと考えております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（4）令和6年度農業スキル育成講習の実施について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは16ページ、資料5をご覧ください。 先月の定例総会でもご報告させていただきましたが、今年度も区内農業者を講師に迎え、実践的な実技指導による農業スキル育成講習を実施いたします。この講習は、出荷できるレベルの農作物を育てる技術をもった農のサポーターを育成することを目的として実施するものです。講習場所は赤塚五丁目にごございます農業体験農園で、今回、成増農業体験学校の修了生8名にお申込みをいただき、年間20回程度の実技講習を予定してございます。先月の定例総会では、プレ講習を実施し人数を絞る旨、ご説明いたしましたが、8名の受講生全員が農業に前向きで、選考することが難しいと考えておりまして、講師と相談した結果、受講生8名で実施する方向で進めていきたいと考えております。今回の受講生が栽培する品目は、春夏野菜としてトマト・ナス・きゅうり・じゃがいも・枝豆など、秋冬野菜としてはキャベツ、ブロッコリー、カリフラワーなどをそれぞれ栽培していく予定でございまして、本講習を修了した方には農のサポーターとして認定し、農業に携わる活動を行っていく予定でございます。 本講習は3年目となりますが、区内農業者の指導者として、引き続き染宮農業委員に講師を担っていただいております。昨年度も試行錯誤しながら本事業を進めていただきましたが、染宮委員にはご負担を

	お掛けすることになります。引き続きお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	指導者は委員お一人ですか。
農政担当係長	区の農業者としましては、委員お一人ですが、農のサポーターとして認定しております方に指導補助をお願いしている状況です。
委 員	私自身で農業塾を行っており、その塾生3名の方も農のサポーターに認定されており、その方に指導の一翼を担っていただいています。やはりスキル育成講習の1年間だけではなかなか技術の習得が難しい面もあり、当面の課題とは思っています。なお、明日の収穫体験用のじゃがいもの土寄せにも数名伺う予定と聞いています。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（5）令和6年度板橋区農業関係予算の概要について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、17ページ、資料6をご覧ください。こちらは農業関係の令和6年度当初予算の前年との比較表でございまして、歳入・歳出・職員人件費の3つに分けた形でお示ししております。 それでは上の表の歳入ご説明いたします。表の一番下、合計欄をご覧ください。令和5年度は、2千299万円でしたが、令和6年度は1千303万円となりまして、996万円のマイナスとなっています。主な要因といたしましては、上から3番目、都補助金の3番、都市農業活性化支援事業費補助金がマイナス1千万円となっています。これは認定農業者に対する補助事業でございます。令和6年度については、農地整備などの事業計画の予定がないとのことでしたので、都補助金の歳入がないことから削除しているものです。その他、各項目について補足説明いたしますと、一番上「都補助金」の1番、農業委員会交付金は、職員設置費としての交付金が49万6千円、2番、農業経営基盤強化事業事務取扱交付金は、国有農地の管理事務費として18万5千円となっています。その下の雑入は、1番、農業者年金業務委託手数料が11万円、2番、区民農園利用料が918万5千円、少し飛んで10番、農業まつり協賛金は、JA東京あおばからの協賛金100万円の他、農業まつり出店料、講習会受講料などがございます。 続きまして真ん中の表は歳出でございます。表の一番下、合計欄をご

		覧ください。令和5年度は、8,991万8千円でしたが、6年度は8,041万円となりまして、950万8千円の減となっています。主な要因でございますが、まず農業委員会費では3番の事務諸経費が13万3千円の減となっております。これは、農業委員任期満了に伴う事務費が今年度はないことによる減額でございます。 次に、農業振興経費では、1番、農業振興対策費が1,342万6千円減額してございますが、これは、認定農業者に対する補助事業の予定が無いため、都の補助金分を含めて支出する1,500万円分の減額、また、増額要因としては、有機肥料などの補助事業に係る肥料価格の高騰などがございまして、トータル1,342万6千円の減額となっています。2番、展示会実施経費は、5月に実施いたしますさつきフェスティバル、植木市の実施経費で、さつきフェスティバル会場設営委託費の増により36万3千円の増。3番、農業まつり実施経費は、会場設営委託に係る、人件費、燃料費、資材費等の高騰により、323万2千円の増。4番、区民農園運営経費は19万6千円の増となっておりますが、リース車両の修繕料50万円、隔年で印刷している封筒20万円の増額分と、区民農園管理業務委託料50万円の減額分を合計した結果、19万6千円の増。5番、板橋ふれあい農園会運営経費では、新春七草がゆの集いの会場設営委託費の増により、25万8千円の増額となっています。 最後になりますが、一番下の表は、職員人件費でございますが、時間外勤務手当が20万6千円の減額になっています。これは、働き方改革への取組みといたしまして、各種事務事業の効率化を推進して、全庁的に時間外を減らしていく、ということで減額しているものです。 雑ばくではございますが、ご説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	区民農園利用料減の理由について教えてください。
農政担当係長		区画数について、令和5年度から令和6年度にかけては、おおよそ横ばいとなっておりますが、令和6年度予算を編成するタイミングでは、まだ令和6年度の区画数は確定しておりませんでした。そのため、令和4年度と令和5年度の区画数の変動等、過去の実態を参考に歳入額を算出しており、時点の差により実態と多少異なる数値となっておりますが、区画数につきましては、若干減少傾向にあるのが実情です。
会	長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（6）農業委員会だより（案）について、事務

	局より説明をお願いします。
事務局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	机上配付させていただきました、カラー印刷をしております別添資料をご覧ください。 農業委員会だより第67号についてです。農業委員会だよりは、年2回発行し、区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に配付しております。以前は、印刷事業者へ発注していましたが、区役所内の経費節減の折り、泣く泣く、色上質紙の白黒印刷としておりましたが、なるべく多くの方に見ていただきたいと考えておまして、今号よりカラー印刷したものを配布したいと考えております。 まず、1面では、先日開催されました第72回関東東海花の展覧会において、松澤智昭農業委員が金賞を受賞されました記事を写真とともに掲載し、下段には、令和6年度の都市農業振興イベントの開催予定を掲載してございます。 ページをおめくりいただいて2面では、第63回企業的農業経営顕彰・令和5年度農業功労者及び第50回農業委員会等功労者表彰の記事を、農業者大会での受賞者の立て看板を前にした記念写真とともに掲載しております。また、2面下段には、年々減少しております区民農園用地を探していますという記事を掲載しております。 となりのページに移りまして3面では、農業の担い手を育成するための新たな取組みについてと題しまして、令和4年度から開始となりました農業スキル育成講習と令和5年度より導入しました農のサポーター制度についての記事を掲載しています。 最後に4面では、板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金のご案内のほか、農地法第3条の3第1項による届け出について、農業委員への女性登用の推進について、農業者年金についての記事を掲載しております。なお、この農業委員会だよりは300部程度、印刷する予定です。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 お花が印刷されており、カラーの方が映えるので非常に良いと思います。
委 員	女性の農業委員は、実態としても少ないのでしょうか。
農政担当係長	女性の農業委員への登用を促進する取組の一つとして掲載をしておりますが、やはり女性の担い手は少ないのが現状です。

会 長	他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（１）茶摘み体験学習事業について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは１８ページ、資料７をご覧ください。 茶摘み体験学習事業は、近隣の小学生を対象にお茶摘み体験を通じて、身近な農地・農業を感じてもらうことや、食育活動の一環として毎年実施している事業です。実施日でございますが、お茶摘みは８８夜に摘んだ茶葉がおいしいとされておりまして、今年は５月２日（木）の午前中を予定しております。実施会場は、徳丸八丁目、田上さん所有の茶畑で、参加予定の小学校は記載の近隣小学校５校です。当日は、生産者の農家さんにお茶の摘み方などを教えてもらいながら、実施いたします。なお、子どもたちに摘んでもらったお茶は、所沢の業者に製茶してもらい、６月初旬にご参加いただいた子どもたちへ、学校を通じて配布する予定です。ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 天気が良いといいですね。
委 員	参加児童の様子はどうですか。
農政担当係長	なかなかできない経験ですので、多少の個人差はありますが、楽しんで頂いております。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（２）さつきフェスティバルの実施について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちら、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは１９ページ、資料８をご覧ください。 毎年、板橋区役所本庁舎で実施していますさつきの展示会などの事業です。実施日は、令和６年５月１２日（日）から１７日（金）の６日間、実施場所は、区役所本庁舎１階のイベントスクエア等です。催物といたしましては、さつきの展示、板橋ふれあいマルシェによる区内産農産物の販売、さつきの苗木の販売、園芸教室を実施する予定です。この

	さつきフェスティバルには、農業委員の皆様にもご協力いただいております。まして、さつきの展示には元農業委員の榎本勇さん、板橋ふれあいマルシェによる区内産農産物の販売には、山口会長、染宮委員、5月17日（金）午前中には園芸教室の予定がございまして、松澤委員に講師をお願いしております。ご協力いただきます委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。なお、例年実施しておりました植木市は、出店者の都合により中止となりまして、園芸教室として実施しておりましたさつきの手入れ教室についてですが、講師の榎本勇さんへ確認したところ、他のさつきの展示会のスケジュールと重なっておりまして、残念ですが中止とさせていただきます。ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。 区役所での開催はいつからですか。
農政担当係長	平成26年までは平和公園で実施しており、平成27年・28年はJAで開催し、それ以降は本庁舎で実施をしております。
委 員	田舎まんじゅうは今年もありますか。
農政担当係長	以前は来場者向けアンケートにご協力をいただいた方へお渡ししておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点も踏まえ、コロナ禍以降は実施していない状況です。
委 員	さつきの手入れを行える方はどの程度いらっしゃいますか。
農政担当係長	区内ではかなり限られてしまうため、さつきフェスティバルについては、城北皐月会の方々にもご協力をお願いしている状況です。
会 長	本庁舎にお越しの際は、ぜひご鑑賞いただければ幸いです。 他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となりますが、その他、何かございますか。
農政担当係長	最後に、国有農地について、前回の総会にて委員より、小茂根五丁目の国有農地に不法投棄がされている状況について、ご意見をいただきましたので、小茂根五丁目の国有農地を含む地域について、所管の都市計画課へ問い合わせしたところ、上板橋公園・都立城北中央公園の事業計画範囲に含まれる地域であることを確認しています。この事業計画期間は、平成26年4月から令和16年3月末までになっており、令和5年3月時点で用地取得に関する進捗率は、約47%と東京都から伺ってい

会 長	るそうです。なお、用地の取得等の事業については東京都が担当しておりますので、事業計画の進捗状況に合わせて、当該国有農地も都が取得し、公園として整備していくのではないかと担当の都市計画課からは伺っております。 今回、委員からご指摘を受け、国有農地調査結果の報告先である、東京都農業振興事務所には、小茂根五丁目の国有農地は、都立公園を拡張する事業計画範囲の土地となっており、不法占拠並びに不法投棄されているような国有農地が、20年以上、そのままになっていることから、早急に対応していただくよう強く要請いたしました。国有農地のご説明は以上となります。 これをもちまして第10回定例総会を閉会いたします。 (終了時間 午後5時10分) 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・運営委員会 5月21日（火）午後2時00分 ・定例総会 5月27日（月）午後2時00分
---	--